

令和7年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和7年5月23日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和7年5月23日 (金) 10時00分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 松山 貢 議員 2番 村上 一 議員

1. 出席議員

1番 松 山 貢	6番 牧 野 牧 子	11番 安 部 大 助
2番 村 上 一	7番 齋 藤 則 子	12番 前 田 芳 樹
3番 西 村 万里子	8番 村 上 謙 武	13番 石 田 茂 春
4番 脇 田 千代志	9番 菊 地 政 文	14番 高 宮 陽 一
5番 山 田 浩 太	10番 西 尾 幸太郎	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長 曾我部 一 彦
副 町 長 大 庭 孝 久	建 設 課 長 岸 本 則 和
教 育 長 野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長 石 田 傑
会 計 管 理 者 齋 藤 和 幸	環 境 課 長 原 秀 人
総 務 課 長 宇 野 慎 一	エネギー対策室長 野 津 寿 天
危 機 管 理 室 長 柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長 茶 山 宏
地 域 振 興 課 長 橋 本 博 志	上 下 水 道 課 長 村 上 和 久
財 政 課 長 長 田 寿 幸	布 施 支 所 長 坂 本 忠
施 設 管 理 課 長 堀 川 秀 樹	五 箇 支 所 長 石 橋 忠 夫
税 務 課 長 池 本 繁 樹	都 万 支 所 長 近 藤 勝 志
町 民 課 長 和 田 美由貴	中 出 張 所 長 黒 川 直 照
保 健 福 祉 課 長 野 津 千 秋	総務学校教育課長 金 井 和 昭
住 民 福 祉 担 当 課 長 広 江 和 彦	社 会 教 育 課 長 中 村 恒 一
商 工 観 光 課 長 藤 野 一	中 央 公 民 館 長 木 瀬 高 宏
農 林 水 産 課 長 増 本 直 行	

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

議第 40号 隠岐の島町中出張所等複合庁舎設置及び管理条例

議第 41号 隠岐の島町出張所設置条例の一部を改正する条例

議第 42号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議第 43号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議第 44号 隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議第 45号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議第 46号 隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議第 47号 工事請負契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3 及びNo.4 タンク改修工事〕

議第 48号 工事請負契約の締結について〔令和7年度 港整備小津久港防波堤改修工事〕

議第 49号 工事請負契約の締結について〔令和7年度 港整備西村港防波堤改修工事〕

議第 50号 工事請負契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2期）〕

1. 町長追加提出議案の題目

同意第 2号 隠岐の島町監査委員の選任同意について

1. 議長発議 竹島対策特別委員会の設置

議事の経過

○臨時議長（ 齋 藤 則 子 ）

ただ今から、令和7年第2回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 10時00分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 仮議席の指定

「仮議席の指定」を行います。

議席の指定は、議長の選挙が終了し就任されるまで、ただ今着席の議席を仮議席として指定いたします。

このあと、議長選挙に入りますが、その前に本会議前に開催した全員協議会での決定に基づき、「議長の任を務めようとする者の所信表明」の場を設けます。

所信表明を行うに至った経緯を、事務局から説明をしていただきます。

番外：議会事務局長

○番外（ 議会事務局長 田 中 拳 ）

では、事務局からご説明をいたします。

通常ですと、所信表明がなくてそのまま「選挙」の方に移るわけですが、今回、所信表明を行う場を設けることといたしました。

これにつきましては、地方自治法で、あるいは公職選挙法の規定を一部準用して、「選挙」は行うこととなっておりますが、立候補という形で、要は議長になりたいという方が意思表示をする場が必要であるということから、所信表明の場を設けるということで取り決めたしました。

立候補と言いながらも、所信表明ということになりますと、通常ですと立候補した方のみ「投票」しなければいけないということになるのでありますが、今回の所信表明につきましては法に基づかない、法によらないところがありまして、所信表明を行わない者につきましても、被選挙人であるということが前提となっております。

したがって、所信表明を行った者にのみ「投票」するわけではないということになっております。

この後、議長になられたい方の所信表明を行って、それを聞いた上で選挙を「投票」で行うということになった次第であります。以上です。

○臨時議長（ 齋 藤 則 子 ）

あらかじめ、安部大助議員、石田茂春議員から申し出がありましたので、順次これを許します。

はじめに、安部 大助 議員

自席でお願いします。

○仮議席１１番（ 安 部 大 助 ）

皆様改めまして、おはようございます。

この度、議長に立候補することを決めました。安部大助でございます。

今回、私が議長選挙になぜ臨むのか、そして、これから何をしていきたいのかを、皆様にしっかりと私の思いを伝えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私は、28歳の時に初めて議員をさせていただきました。その時は、右も左もわからず、本当に若僧で我武者羅に議員活動を進めてまいりました。

その中で大きく違和感を感じたことがあります。それは、本来、町民にとって「一番近い議会」が「一番遠い」存在になっていたこと。これが、私にとって一番大きく違和感を持っておりました。

以前、議会に対する町民アンケートの中でも、約6割の方が、「議会に期待しない」「あまり期待しない」という回答を得ました。そこで、このままではいけないということで、4年前から本格的に議会として、議会改革が進んでおります。

まず、一般質問の動画配信、そして、議員の役割は何か、議会の活動は何かを、しっかりと明文化し、町民の皆様と共有できるように「議会基本条例」を作りました。

その中で、議会が地域に出て町民の皆様の声を聞く「懇談会」、そして、議会の合意形成を図るために「議員間討議」の実施をしてまいりました。さらに、議員定数、報酬についても、しっかりと協議がされてきました。一步ずつ、そして少しずつであります。今、議会改革が進んでいると思っております。

私は、今まで多くの議員が携わり作ってきたこの「議会改革」、この道を継続しながら、さらに議会の質を高め、議会と執行部が両輪となって、よりよい“まちづくり”を進めていくよう、さらなる改革を進めていきたいと思い、今回、この議長選に立候補決めました。

次に、議長として大きな役割についてお話をしたいと思います。やはり、議長の役割は議会運営、これを円滑に進めることだと思います。議会の事務処理、それをしっかりと議会事務局、執行部と協議しながら円滑に進めていく。そして、議員一人ひとりの声を聞きながら、しっかりと議決に促し、そして円滑に進めていく。全体の会議を管理していく。

そして、この議場においては発言、行動において、秩序を保ちながら円滑に議会運営をしていく。これが、議長として最大の役割だと私は思っております。私も、その役割をしっかりと担っていくよう、努めてまいりたいと思っております。

次に、皆様と一緒に「議会改革」を進めていきたい。

主な内容三つについて、話をさせていただきたいと思っております。

まず一点目が、議会基本条例の充実であります。

「議会基本条例」は作っておしまいではなく、それをしっかりと運用していかなくは意

味がありません。この2年間運用する中で、やはり改善すべき点、見直さないといけない部分、また、執行部ともっと協議を深めていかななくてはならない部分が多々ありました。これをしっかりと議会が検証し、改善をしていく。そして、この隠岐の島町議会に合った「議会基本条例」を運用していきたい。

次に、常任委員会の「動画配信」、これを進めていきたいと思います。

今、議会の決まった結果「議会だより」で町民の皆様にお知らせをしております。しかし今、町民の皆様から多くあるのは、結果だけではなくて、その結果が出るまでの過程、経緯、そして、こういった議員がこういった発言をしているのかという議論の内容を、やはり今求められています。そのために、常任委員会の「動画配信」、これを進めていきたいと思っております。

それによって、議員の発言にも責任があり、単なる批判ではなくて、建設的な議論がさらに深まると私は信じております。

最後に、三点目は、政策に強い議会を、皆様と一緒に作っていきたく思っております。

特に、皆様もご存じのとおり、議会の役割は2つあります。その大きい1つが、「議会の政策形成機能」でございます。今あるのは政策立案、あるいは政策提言であります。

政策立案は、住民の皆さんのニーズを把握しながら、条例を議会自らが考え、提案する。そして、政策提言については、同じく住民の皆様の声を聞きながら、その課題、問題に対する政策を議会自らが作り、執行部に対して「提言書」という形で提案をしていく。それによって、議会も住民の皆さんと一緒にあって、まちづくりに参加していく。この3つのことを、私は皆様と一緒に進めていきたいと思っております。

そして、町民の皆様から信頼され、必要とされる議会になれるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、私の思い、皆様にお伝えさせていただきました。私一人がしたい、やりたいでは、これは実現できません。やはり、今までのように多くの議員の皆様が携わって、皆さんと一緒に協力しながら作っていかなくては、実現はできないと思っております。

そのスタートラインにぜひ立たせていただければと思いますので、どうか、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げ、私の今回の議長選挙に対する思いを述べさせていただきました。ありがとうございました。

○臨時議長（ 齋 藤 則 子 ）

次に、石田 茂春 議員。

○仮議席１３番（石田茂春）

私は一言、言わせてください。

私は皆様方の意見を尊重し、そして執行部と一緒に、町民が誇れる“まちづくり”に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○臨時議長（齋藤則子）

以上で、「議長の任を務めようとする者の所信表明」を終わります。

日 程 第 ２．議 長 の 選 挙

「議長の選挙」を行います。

この選挙は「投票」により行います。

（投票箱の設置）

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番：松山 貢 議員、2番：村上 一 議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

被選挙人の氏名をフルネームで記載されますようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声を確認）

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票願います。

（事務局長が議席番号及び氏名の点呼）

（全員投票）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声を確認)

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

松山 貢 議員、村上 一 議員は、開票の立ち合いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、内有効投票14票、内無効投票0票。

有効投票の内、村上 一 議員1票。安部 大助 議員9票。石田 茂春 議員4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがいまして、安部 大助 議員が議長に「当選」されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 閉 鎖 解 除)

ただ今、議長に当選されました安部 大助 議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、「当選の告知」をします。

ここで当選人の発言を求めます。自席でお願いします。

(当 選 承 諾)

○仮議席11番(安 部 大 助)

ただ今、議長に選任されました安部大助でございます。

皆様の、ご支援いただいたこと、とても感謝しております。

先ほど申しました、議長の私の思い、これを所信表明としてしっかりと皆様と一緒に議会を盛り立てていきたいと思っておりますので、今後とも、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○臨時議長(齋 藤 則 子)

以上で、「議長の選挙」を終わります。

1. 臨時議長退任の挨拶

○臨時議長(齋 藤 則 子)

つたない議事運営でありましたが、議員各位のご協力によりまして、新議長がめでたく誕生いたしました。

心から祝意を表しますとともに、議員各位に感謝を申し上げまして、新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○番外（ 議会事務局長 田 中 拳 ）

安部 大助 議長、議長席にお着き願います。

（ 新 議 長 着 席 ）

1. 新議長就任の挨拶

○議長（ 安 部 大 助 ）

改めまして先ほど申しましたとおり、これからしっかりと皆様と一緒に議会を盛り立て、町民の皆様から必要とされる信頼される議会、皆様と一緒につくってまいりたいと思います。また執行部の皆様に関しましても、ぜひご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ここで本会議を休憩し、暫時休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10時26分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時52分 ）

本日の議事日程の追加について報告いたします。

追加議事日程は、お手元に配付のとおりです。

追加日程第1. 議 席 の 指 定

「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっていきますので、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

追加日程第2. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により1番：松山 貢 議員、2番：村上 一 議員を指名いたします。

追加日程第3. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

このあと「副議長選挙」に入りますが、その前に本会議前に開会した全員協議会での決定に基づき、「副議長の任を務めようとする者の所信表明」の場を設けます。

あらかじめ、前田芳樹議員、高宮陽一議員から申し出がありましたので、順次これを許します。

それでは、所信表明を自席で行っていただきます。

はじめに、12番：前田 芳樹 議員

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

今回の副議長選挙に際しまして、大そうなことを述べるつもりはありませんが、一言、意思表明をしたいと存じます。

数年前の10月の島根県町村議会議長会主催の議員研修会での、「町村議会のあり方」に関する講師のお話がいまだに印象に残っております。「町村議会の議長や副議長は誰がなっても一緒です。議事進行のシナリオは事務局が書くので誰にでもできます」、皆さんそうじゃないですかとの講師の弁舌に、会場の全議員が自嘲ながら納得顔で笑っていたことがありました。確かに議会は、住民から信任された人たちの集まりでありますし、地方自治法や議会会議規則から逸脱したスタンドプレイができるわけでもありません。誰が就任しても、一緒のことだろうとは思いますが。

また、全議員の誰もが職責をまっとうすることができるだろうと思います。男女を問わずですね、当選回数3回ともなって、議会経験を踏まえた段階で、誰もが順番に就任すればよいことだろうと私は思います。全議員に公平に機会を与えるために、島根県議会でも1年交代としているのがいい例ではなかろうかと思います。

平成17年度の町村合併時には、48名もの議員がおられましたが、今回の令和7年には14人にまでしだいに減らされたわけであります。議員が22人おりました、平成21年段階までは当選回数に照らして、一度やったものは次はやらないという申し合わせがありました。14人の少数議会となったこれからは、このような申し合わせは困難かとは思いますが、全議員に公平に議長、副議長就任への機会が与えられるよう私は希望します。

議会はですね、車の片方の車輪ではなくて、右へ行くのか、左へ行くのか、アクセルを踏むか、ブレーキを踏むか、行政の進むべき方向を決めていることから、議会は運転手だと私は思っています。そして議会はですね、民主主義と地方自治の実現では、行政の最終最上位にあるわけです。それだけに、住民に対する責任は重大でもあるわけです。

議会は「多数決原理」が原則であります、住民の利益実現になるのかどうかという一点尺度にして、例え少数意見であっても、正論だと思われる論説に対しては尊重され、そしてまた取り上げられるような、議会運営が幾分なりともできたらと思うところでもあります。何れにいたしましても、私、長い間遠慮してきました。今回、副議長の機会を与えていただきますように、議員各位のご支援をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上といたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

次に、14番：高宮 陽一 議員。

○14番（ 高 宮 陽 一 ）

高宮でございます。

今回の副議長の選挙につきまして、私の考え方を少し申し上げまして、議員各位のご理解とご支援を、お願いをしたいとこのように思います。

おかげさまで私も22年、議会活動をさせていただきました。それぞれ常任委員会なり、また議会運営委員会、過去には議長、副議長の経験をさせていただきました。

しかし、昨今のこの議会が、本当にこの住民のための議会になってるかということを考えると、私はこの隠岐の島町の「議会力」というものが低下をしてきておると、このように強く感じております。細かなことは申し上げませんが、やはり町長と一緒に、住民福祉のためには、我々議会も頑張ると、そういうことでないと、お互い議会の中で議論ばかりやってもどうしようもならん。確かにこの議会という場合は、議論の場でございます。しっかりと議論をして、町長と意見を闘わす、最終的にはこれが住民福祉の向上に繋がる。私はこのように信じております。

そういう意味では、議員14名がそれぞれ「議員力」を上げていくのは、それぞれが取り組むべき課題でありますし、私はそれよりもまず隠岐の島町の「議会力」、これをやっぱりしっかりと、住民から信頼される議会にしたいと。

そういう意味で今回、議長になられました安部議員の話を聞きまして、私も同感でございます。安部議長をしっかりと支えてですね、皆のための議会活動をしていきたいと、このよ

うに考えておりますので、どうかご理解をいただきますようお願い申し上げまして、私の所信表明としたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、「副議長の任を務めようとする者の所信表明」を終わります。

追加日程第4. 副 議 長 の 選 挙

「副議長の選挙」を行います。

選挙は「投票」により行います。

（ 投 票 箱 の 設 置 ）

議場の出入り口を閉鎖いたします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただ今の出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番：松山 貢 議員、2番：村上 一 議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱の点検をします。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を呼びあげますので、順番に投票願います。

（ 事務局長が議席番号及び氏名の点呼 ）

（ 全 員 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

松山 貢 議員、村上 一 議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、内有効投票14票、内無効投票0票。

有効投票の内、前田 芳樹 議員5票。高宮 陽一 議員9票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがいまして、高宮 陽一 議員が副議長に「当選」されました。

議場の出入り口を開きます。

(議 場 閉 鎖 解 除)

ただ今、副議長に当選されました高宮 陽一 議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、「当選の告知」をします。

ここで当選人の発言を求めます。自席でお願いします。

(当 選 承 諾)

○14番 (高 宮 陽 一)

先ほどは副議長選挙で、ご承認をいただきましてありがとうございました。

私も年齢だけはとっておりますが、また初心にかえってですね、安部議長とともに、この14名の議員で、町民のために頑張っていきたいと、このように考えます。

私は日頃から、まず問題意識を持つということは、すごく肝に銘じておりますし、このような状況の中でも現状維持では変わらない。やはり挑戦することが大事だと、このように思っておりますので、現状維持にこだわることなく、一步でも二歩でも進歩できるように、皆さんとともに、意見をしっかり交換をして頑張っていきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。先ほどはありがとうございました。

○議長 (安 部 大 助)

以上で、「副議長の選挙」を終わります。

ここで本会議を休憩し、暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 11時13分)

○議長 (安 部 大 助)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時50分)

追加日程第5. 常任委員の選任

「常任委員の選任」を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔総務教育民生常任委員会委員(7人)：村上 一議員、西村 万里子議員、齋藤 則子議員、前田 芳樹議員、石田 茂春議員、高宮 陽一議員〕

〔産業建設常任委員会委員(7人)：松山 貢議員、脇田 千代志議員、山田 浩太議員、牧野 牧子議員、村上 謙武議員、菊地 政文議員、西尾 幸太郎議員〕

〔広報広聴常任委員会委員(6人)：松山 貢議員、村上 一議員、西村 万里子議員、脇田 千代志議員、山田 浩太議員、高宮 陽一議員〕

あらかじめ各常任委員会の正副委員長の互選結果について報告をいただいておりますので、私から報告いたします。

総務教育民生常任委員会委員長：齋藤 則子議員、副委員長：村上 一議員。

産業建設常任委員会委員長：牧野 牧子議員、副委員長：脇田 千代志議員。

広報広聴常任委員会委員長：山田 浩太議員、副委員長：西村 万里子議員。

以上、報告を終わります。

追加日程第6. 議会運営委員の選任

「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、隠岐の島町議会委員会条例第6条の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔議会運営委員会委員（5人）：山田 浩太議員、牧野 牧子議員、齋藤 則子議員、村上 謙武議員、菊地 政文議員〕

あらかじめ正副委員長の互選結果について報告をいただいておりますので、私から報告いたします。

議会運営委員会委員長：村上 謙武議員、副委員長：菊地 政文議員。

以上、報告を終わります。

追加日程第7. 隠岐広域連合議会議員の選挙

「隠岐広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

隠岐広域連合議会の議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長の指名推選にしたいと思います

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

隠岐広域連合議会議員に松山 貢議員、村上 一議員、脇田 千代志議員、菊地 政文議員、西尾 幸太郎議員、石田 茂春議員。

以上、6名を指名いたします。

ただ今、指名いたしました6名の議員を隠岐広域連合議会の議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今、指名しました6名の議員が隠岐広域連合議会議員に「当選」されました。

ただ今、隠岐広域連合議会の議員に当選されました6名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって「当選の告知」をいたします。

当選した議員の発言を順次、自席でお願いいたします。

○1番（ 松 山 貢 ）

松山 貢です。任命されました。よろしくお願いいたします。

○2番（ 村 上 一 ）

この度、隠岐広域連合の議員に当選しました村上 一です。一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

この度、隠岐広域連合議員に当選しました脇田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（ 菊 地 政 文 ）

隠岐広域連合の議員に当選いたしました菊地政文です。隠岐諸島全体に目を向けて、医療、介護ほか、総務関係の仕事をしっかりとやりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

拝命しました任をしっかりと務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○13番（ 石 田 茂 春 ）

再び広域連合の方へ行くことになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上をもちまして、「隠岐広域連合議会議員の選挙」を終わります。

追加日程第8. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第40号「隠岐の島町中出張所等複合庁舎設置及び管理条例」から議第50号「工事請負契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2期）〕」までの11件を一括して議題といたします。

追加日程第9. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました11件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

本日提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第40号から議第46号までの7件につきましては、条例の制定及び一部改正に関する議案であります。

まず、議第 40 号の「隠岐の島町中出張所等複合庁舎設置及び管理条例」についてであります。但し、町民の利便性の向上を図ることを目的として整備いたしました「隠岐の島町中出張所等複合庁舎」を適正に管理するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 41 号の「隠岐の島町出張所設置条例の一部を改正する条例」についてであります。但し、隠岐の島町中出張所等複合庁舎が完成したことに伴い、中出張所の所在地について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 42 号の「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議第 43 号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、及び議第 44 号の「隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。但し、各条例で定める旅費のうち、宿泊費の上限額が市場の価格と乖離していますことから、国家公務員の旅費規程を参考とし、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 45 号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてであります。但し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 46 号の「隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。但し、水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第 47 号から議第 50 号の 4 件につきましては、工事請負契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 47 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3 及びNo.4 タンク改修工事〕」についてであります。但し、去る 5 月 9 日、2 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、宇部工業 株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 6,940 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 48 号の「工事請負契約の締結について〔令和 7 年度港整備小津久港防波堤改修工事〕」についてであります。但し、去る 5 月 8 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、徳畑建設 株式会社が落札いたしましたので、同社と契約金額 7,040 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 49 号の「工事請負契約の締結について〔令和 7 年度港整備西村港防波堤改修工事〕」についてであります。但し、去る 5 月 8 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、

ころ、株式会社 金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額 8,580 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 50 号の「工事請負契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2 期）〕」についてであります。去る 4 月 25 日、8 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 吉崎工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額 2 億 2,330 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、11 件の諸議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 5 時 0 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 5 時 0 0 分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 5 時 1 7 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 5 時 1 7 分 ）

追加日程第 10. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第 40 号「隠岐の島町中出張所等複合庁舎設置及び管理条例」から議第 50 号「工事請負契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2 期）〕」までの 11 件について、質疑を行います。

はじめに、議第 40 号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 40 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 41 号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 41 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 42 号議案について質疑はありませんか。

4 番：脇田 千代志議員

○4 番（ 脇 田 千 代 志 ）

質問というか確認をさせていただきたいと思います。

ご説明のあった宿泊料については、非常にごもつともで、実際の宿泊料の高騰に対応した非常に賢明なご提案だと思います。

ただし、資料の 3 ページにございます「食卓費」についてですね。これが、この説明で、ちょっと私分かりませんので、もっと平易にご説明いただいて理解を深めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

議案資料 2 の 3 ページをお願いいたします。

まず、国家公務員の旅費の要素からご説明をいたします。国家公務員の現行につきましては、先ほどもご説明したとおり 3. のところに記載しておりますが、現行では宿泊料、夕食・朝食代、諸雑費を含めまして定額での支給をされておりました。

日当につきましては、日当の要素の中に管内旅費と昼食代という要素が含まれておりました。これが令和 7 年 4 月 1 日以降どうなったかといいますと、宿泊料の中から、まず夕朝食代が除かれて、表の一番下 3 段目にございます「宿泊手当」という形で、諸雑費を含め 2,400 円を支給されております。日当の中に含まれておりました、昼食代につきましては 4 月 1 日以降廃止とされております。

これにつきましてはご説明しましたとおり、4. の（2）の 1 行目に記載をしておりますが、通常の勤務でも必要になるということで、国家公務員の旅費規程では廃止をされております。通常の勤務でも、お昼ご飯を食べるんじゃないかということでされております。

ただし本町におきましても、昼食をとることはとります。ただし、自宅からお弁当を持って来たりとか、半数ぐらいの職員は自宅の方に帰って、安価な値段で昼食をとるケースが多くございます。

島外出張につきましても必ず昼食をとらなければならないとか、とるのが常でございますので、ただ、そうしますと従来の食卓料、昼食代より高くなるということが想定されますので、従前の金額を昼食代については支給するとしております。

なお夕食代と朝食代につきましては、4. の（2）の本町における現在の食卓料のところに書いてございますが、朝食が 700 円、夕食が 1,500 円でございます。国家公務員の宿泊手当 3.

のところに記載しておりますが、宿泊手当として夕朝食代、諸雑費として2,400円が支給されます。本町の食卓費よりわずか200円でございますが、高い金額が支給されております。これは宿泊税とか、入湯税が含まれてるという解釈をしておりますので、本町につきまして、夕朝食料につきましては従前の金額で食卓料を支払うということで決定をしております。以上でございます。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

先ほどご説明いただいた「食卓料」の、本町では家庭から昼食を持参するなど安価で昼食をとるケースが多いことから、この部分が「食卓料」の設定ということについて、ちょっと理解をいたしかねましたけども、趣旨は理解できたかと思っております。

それで、その次の「日当」についてなんですが、日当の中の「昼食代」ということについて、ちょっとスポットを当ててご質問させていただきたいと思います。

私が持っている財務省の資料で、この改定前の資料で日当は旅行中の昼食代を含む諸雑費、地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費であり、日数に応じ1日当たりの定額を支給される。その構成要素及び内訳は、昼食代及び諸雑費が2分の1、目的地内を巡回するための交通費が2分の1とされている。この「昼食代」部分は、食卓料の「昼食代」とダブるようになると、ちょっといけないかなと思うんですけど、その辺のご見解はいかがでしょうか。

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

本町の旅費規定につきましては、従前は日当として、管内交通費及び昼食代を支給しておりました。金額は2,200円ございました。改正時期は覚えておりませんが、現行の日当につきましては昼食代を除いて、昼食代は「食卓料」として既に本町は整理をしております。日当としまして、管内交通費で従前の金額の半分の1,100円を支給しております。これによりまして日当と食卓料、「昼食代」が被ることはないかと認識しております。

○4番（ 脇 田 千 代 志 ）

しっかり分かりました。ありがとうございました。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ほかに、質疑ありませんか。

8番：村上 謙武議員

○8番（ 村 上 謙 武 ）

先ほどの脇田議員の質問と重複するところが多いんですけど、本町の場合には、先ほど言

われたように昼食をですね、弁当を持参したり、近くの職員は自宅に帰って昼食をとるから出張の際はそういうことが出来ないという理由で、国家公務員の場合には廃止された「昼食代」を、本町の場合は支給するという、そういう風に理解してよろしいでしょうか。

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

議員のおっしゃるとおりの解釈で考えております。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

そうした場合にはですね、国家公務員もしくは、または町民の方から見ればですね、これは国家公務員よりかなり優遇されてるなという風に見られてしまうんですけど、そういったところの考慮、判断はされなかったのでしょうか。

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

金額的には、国家公務員より優遇されることになります。

ただし本町の場合、離島ということもございまして、肉体的、精神的な負担もこの出張にはついてまわることとなります。で、出張に出る度にですね、個人の負担が増えるようなことはあってはならないということで、このような考え方で整理をさせていただきました。以上でございます。

○8番（ 村 上 謙 武 ）

終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ほかに、質疑ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第42号議案についての質疑を終わります。

次に、議第43号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第43号議案についての質疑を終わります。

次に、議第44号議案について質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第44号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 45 号議案について質疑はありませんか。

10 番：西尾 幸太郎議員

○10番（西尾 幸太郎）

内容についてではないんですけど、議案書の中段の辺りの「333 円を 383 円を」になってるんですけど、これ「てにをは」が間違ってるように感じるんですけど、これはこれであってるのでしょうか。

○番外（危機管理室長 柳 原 潔）

議員のおっしゃるとおり、間違いですので訂正したいと思います。

○10番（西尾 幸太郎）

これ「議案書」の訂正が、今の答弁だと必要になってくると思うんですけど。

そうすると、手続き踏んで修正してもらわないといけないのかなという風に思うんですけど、今回はどのように処理するのかなと、ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○番外（総務課長 宇 野 慎 一）

西尾議員のおっしゃるとおり「議案書」ですので、手順を踏んで修正をしたいと思います。訂正の仕方については、ちょっと検討させてください。

○議長（安部 大 助）

西尾議員よろしいですか。（西尾議員 頷く）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 45 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 46 号議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 46 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 47 号議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 47 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 48 号議案について質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 48 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 49 号議案について質疑はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第 49 号議案についての質疑を終わります。

次に、議第 50 号議案について質疑はありませんか。

1 番：松山 貢議員

○1番（ 松 山 貢 ）

資料のですね、31 ページ。

ご確認いただいて、立面図の中で縦方向のクラックの表示があります。図面が拡大し、ぼやけてるんで詳細までは見れないんですけれども、原因の究明とといいますか、おそらく鉄筋の爆裂による剥落等が見受けられるんだろうと思います。その検証なされているかどうか、そして工法についてどんな検討されているか教えてください。

○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）

失礼します。今回この工事を行うにあたってですね、専門の、まずは設計を組んでもらう委託契約を行いました。その方が、現地の方で現状を確認していただいて、現在の設計内容、それによって工事を進めていくというところがまず一つあります。

もう一つはですね、実際工事をやってみないと分からないというようなところもあるかと思っています。そういったところは、外壁の方の汚れをまず落として、中をしっかりと確認してというようなことも出てくるかなというところで、そういったところの、まずは全体を洗浄して見やすくする、その下地を調整した上で、その上からまた塗装なり、何なりの改修をするというような内容という風に聞いています。以上です。

○1番（ 松 山 貢 ）

今のご説明ですと、事前に「設計仕様書」を決めるに当たって、そういったことを終えたということですが、現実的には工事着手前において、その調査した上で詳細を決めるといようなお答えでよろしかったでしょうか。ということであればですね、工事詳細がまだ最終確定しないという段階にはなります。

私は気になりますのが、調査を進めていった場合に、その後に工事内容を変革していった、

工事費に反映するとおそらく必ず出てくるかと思うんですよ。いわゆる大規模改修にかかる工事内容だと思います。ほとんどよくあるケースだと思います。

その後の追跡管理についてですね、ぜひ、要望して質疑を終わります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ほかに、質疑ありませんか。

2 番：村上 一議員

○2 番（ 村 上 一 ）

今の松山議員の質問に関連してなんですけども、他のこの契約についてもそうなんですけど、初めて議員になったということがありまして教えていただきたいんですけど。

この契約金額が決まっておりますけども、追加の工事が発生したりとかいうことで、これを上回るようなことになった場合にどういう風にされるのかっていうことを教えていただきたいと思います。

○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）

今回これで議決していただいた後、工事着工します。その後に、工事内容に変更があつてそれによって請負金額に変更が生じるということになった場合にはですね、当然議会の方で、また変更契約についての議案を提案させていただくことになります。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ほかに、質疑ありませんか。

5 番：山田 浩太議員

○5 番（ 山 田 浩 太 ）

ちょっと私聞き間違いじゃないかと、当日にこの入札に3者が辞退をされたというお話だったんですが、これが入札ではよくあることなのかどうかちょっと分からないんですけども、3者が辞退をされたという理由といいますか、どういった経緯があったのかとか、もしご存じでしたら教えてください。

○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）

辞退の理由については確認していません。以上です。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ほかに、質疑ありませんか。

1 番：松山 貢議員

○1 番（ 松 山 貢 ）

議案について関連なんですけれども、資料の中でもですね、図面拡大の詳細が確認できないというような明瞭でない資料になっております。で、専門的には確認できないレベルとなっています。気になりますのは、こういった場所確認ができない状態で進んでいくっていうことが、後戻りになってしまうケースがほとんどあるかと思います。

特に耐震に関わる問題、それから大規模改修に関わる問題ですと後戻り出るとは結構多いと思うんですね。そこで、どの段階かで納得いく図面上の確認ということはぜひしておきたいと思うんですね。そういったプロセスをどっかで検討いただけますように、それは可能かどうか教えてください。

○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）

申し訳ありません。図面が不明瞭っていうようなところなんですが、この南中学校の工事に關しまして教育委員会の方でしっかりした図面で紙ベースデータありますので、また声を掛けていただければ提供することは可能だと思います。

○1番（ 松 山 貢 ）

ありがとうございます。

資料の提示についてはですね、この後に、事務局にでもお届けいただければスムーズに閲覧できるかと思うんですね。そういう手続きは可能でしょうか。事務局に提出する。

○番外（ 総務学校教育課長 金 井 和 昭 ）

では、事務局の方へ提出させていただきます。

○1番（ 松 山 貢 ）

ありがとうございます。提示の資料の関係について不明瞭な部分についてはですね、同じようなケースが見受けられます。町内においては20年、30年経った建築物が多く、同じような症状が出てくるところが多いと。今後の資料提示についても同じような形でご検討いただければ助かります。以上です。

○議長（ 安 部 大 助 ）

ほかに、質疑ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第50号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

番外：宇野総務課長

○番外（ 総務課長 宇 野 慎 一 ）

すいません。先ほどの西尾議員のご指摘に関しまして意見調整に入る前に、しばしお時間をいただきたいという風に感じております。

○議長（ 安 部 大 助 ）

暫時休憩とします。

（ 本会議休憩宣告 15時39分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 15時41分 ）

番外：柳原危機管理室長

○番外（ 危機管理室長 柳 原 潔 ）

先ほど訂正すると言いましたが、まず、議案資料の2の「新旧対照表」をご覧ください。14ページから16ページになります。15ページにあります、先ほど「333円」ということで、今回この「333円」がその左側の「383円を以下、この下線の全ての部分が変わる」ということです。ですので訂正ではなく、このままいきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

西尾議員、よろしいですか。

10番：西尾 幸太郎議員

○10番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

「新旧対照表」の方は、改正前と改正後と特に問題無いと思うのですが、議案書の文章自体が「てにをは」が間違っているのではないかと、その部分の指摘ですので新旧対照の条例の改正内容のところに関しては、特に問題がないかなとは思いますが、議案書の体裁としてまずいんじゃないかというところですので。

議長、議決後にこういった議案書の「てにをは」を修正できるのだったら、それでもかまわないのかなと思うのですが、議決した後に「議案書」の修正がきくと言うのをあまり聞いたことがないので、「てにをは」の部分なので軽微なことだと思うのですが、もし修正が必要であれば、議決の前に差し替えていただいて、そういった対応をしていただければという風に思うのですがいかがでしょうか。

○番外（ 危機管理室長 柳 原 潔 ）

「333円」から実際変わるんですが、国の通知文が「383円を第3号から第6までのいずれ

かに該当する扶養親族については引き続き 217 円」ということですので、そのとおり訂正をしております。議案としては問題ないということです。

○議長（ 安 部 大 助 ）

柳原危機管理室長、議案としては問題ないということですね。

○番外（ 危機管理室長 柳 原 潔 ）

はい。議案としては問題ないということです。

○議長（ 安 部 大 助 ）

番外：大庭副町長

○番外（ 副町長 大 庭 孝 久 ）

要はですね、「333 円を」、ここを変えるわけです。何に変えるかというのと、「383 円を第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については、1 人につき 217 円に」、ここま

でを変えると。
お金を「383 円」に変えるじゃなくて、「333 円」をそのずっと文章を続けたところに変えるということでございます。

○10 番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

条例の改正内容に関しては別に問題視してなくてですね、あくまでも議案書の文章の説明文の「てにをは」の部分なんで。

例えば「333 円を 383 円を」、が「に」だったら分かるんですよ。執行部の方で修正しないっていうのであれば、別に、そういった答弁で構いません。

○議長（ 安 部 大 助 ）

「問題なし」ということでよろしいでしょうか。（ 西尾議員 頷く ）

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 5 時 4 8 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 5 時 4 8 分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 6 時 1 8 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 6 時 1 8 分 ）

追加日程第 1 1. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 40 号「隠岐の島町中出張所等複合庁舎設置及び管理条例」から議第 50 号「工事請負契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2 期）〕」までの 11 件を一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

追加日程第 1 2. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第 40 号「隠岐の島町中出張所等複合庁舎設置及び管理条例」から、議第 46 号「隠岐の島町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」までの 7 件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 40 号から議第 46 号までの 7 件は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第 47 号「工事請負契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3 及びNo.4 タンク改修工事〕」から、議第 50 号「工事請負契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2 期）〕」までの 4 件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 47 号から議第 50 号までの 4 件は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

追加日程第 1 3. 隠岐の島町監査委員の選任同意について

同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を議題とします。

提出者から、「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

同意第2号の「隠岐の島町監査委員の選任同意について」であります。議会議員の中から選任される委員に、西尾幸太郎氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、西尾 幸太郎議員の除斥を求めます。

（西尾 幸太郎 議員 退 室）

この際、「質疑」・「討論」を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を、原案とおりに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立 全 員）

起立「全員」であります。

したがって、同意第2号は原案のとおり「同意」することに決定いたしました。

西尾 幸太郎議員の除斥を解除します。

（西尾 幸太郎 議員 入 室）

ただ今、同意第2号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」は原案のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

ここで、西尾 幸太郎議員の発言を求めます。自席でお願いします。

○10番（西尾 幸太郎）

この度は、ご選任いただきありがとうございました。

その任をしっかりと務めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安部大助）

以上で、「隠岐の島町監査委員の選任同意について」を終わります。

追加日程第14. 特別委員会の設置について

「特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りします。

隠岐の島町議会委員会条例第5条の規定により、竹島問題の啓発活動及び情報発信に関する調査研究について、お手元に配付の6人の委員をもって構成する「竹島対策特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、「竹島対策特別委員会」を設置し、これに付託して継続審査とすることに決定いたしました。

〔竹島対策特別委員会(6人)：松山 貢議員、西村 万里子議員、脇田 千代志議員、牧野 牧子議員、西尾 幸太郎議員、前田 芳樹議員〕

あらかじめ、竹島対策特別委員会の正副委員長の互選結果について報告をいただいておりますので、私から報告をいたします。

委員長に前田 芳樹議員、副委員長に松山 貢議員です。

以上、報告を終わります。

追加日程第15. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」についてを議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和7年第2回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

（ 閉 会 宣 告 1 6 時 2 6 分 ）

以 下 余 白